

# (仮称)健康・食育ぎのわん 21 策定支援業務

## 仕様書

### 1. 委託業務の名称

(仮称) 健康・食育ぎのわん 21 策定支援業務

### 2. 業務の目的

#### (1) 「健康ぎのわん 21 (宜野湾市健康増進計画〈第3次〉)」の策定

「健康ぎのわん 21 (第2次)」(平成25年度～令和7年度)の計画期間終了に伴う最終評価を実施し、令和8年度から令和18年度までの11年間の計画期間とする次期計画を策定する。

#### (2) 「宜野湾市食育推進計画(第2次)」の策定

「宜野湾市食育推進計画」(平成25年度～令和7年度)の計画期間終了に伴う最終評価を実施し、令和8年度から令和18年度までの11年間の計画期間とする次期計画を策定する。

#### (3) 共通

次期計画については、健康増進と食育推進の共通分野の一体的な取り組みの推進を図るため、両計画を統合させた「(仮称)健康・食育ぎのわん 21 (宜野湾市健康増進計画〈第3次〉及び宜野湾市食育推進計画〈第2次〉)」とする。

策定に際しては、関係法令、国や沖縄県が示す策定指針等を踏まえ、課題を明確にし、市民の健康増進及び食育推進に資するものとする。

### 3. 計画の位置付け

(1) 健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画

(2) 食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画

### 4. 委託期間

契約締結日の翌日～令和8年3月31日まで

## 5. 業務の内容

現計画の最終評価及び次期計画策定においては、国及び沖縄県の健康増進計画や食育推進計画、本市の総合計画及び整合性を図るべき関連計画を踏まえること。

### (1) 本業務スケジュール（案）の提示

### (2) 現状分析及び課題の抽出、現計画の最終評価

ア. 本市が調査した現計画における指標の推移、本市の概要、取組の状況等を把握するとともに、国や沖縄県が実施した各種統計調査及び本市の統計資料等を活用して、本市の特徴や課題を分析・整理すること。それらを踏まえ、現計画の最終評価をまとめること。

イ. 関係課及び関係団体等のヒアリング等を実施し、本市の健康増進及び食育推進に係る諸施策の現状確認と評価を行うこと。

### (3) アンケート調査の実施

市民の生活実態や健康行動、健康の社会環境的要因等を把握し、計画策定の基礎資料とすること。調査内容は本市と受託者で協議し、実態把握に適した項目とする。

ア. 調査票：A4 サイズ 12 ページ程度

イ. 対象者数：3,000名程度（市民）、500名程度（児童・生徒向け）

※調査対象者は、地区や年代等に偏りがないよう本市が抽出する予定

ウ. 調査方法：郵送による配布及び郵送または Web による回答

エ. 調査票の作成・印刷・封入・送付

オ. 調査結果の入力・集計・分析

カ. 調査結果の計画への反映

### (4) 課題の解決に向けた目標、指標、施策等の整理及び提案

KPIやロジックモデルを活用し、本市と協議しながら体系的に整理する。受託者は、国及び沖縄県の動向や他市町村の事例など必要に応じて紹介すること。

### (5) 次期計画の策定

アンケート調査の結果及び各種統計資料の内容をまとめるとともに、ぎのわん健康プロジェクト（健康行動プログラム構築実証事業）で得られた知見を踏まえ、国、沖縄県及び本市の他計画との整合性を図りながら、次期計画の基本方針、重点項目、数値目標、具体的な取組、評価指標等をまとめ、計画素案を作成すること。

### (6) 会議参加・運営

会議のテーマ設定、会議資料の作成、会議での説明、議事録の作成等運営に係る支援を行い、必要に応じて本市に助言すること。

ア. 令和6年度 健康づくり推進協議会、食育推進会議を各1回程度

イ. 令和7年度 作業部会、検討委員会、(仮称)健康・食育推進協議会を各3回程度

### (7) パブリックコメントの実施支援

計画書（案）等により公募した市民意見を整理し、回答について検討・助言すること。また、パブリックコメントの結果を計画に反映させること。

### (8) 次期計画書および概要版の作成

次期計画書及び概要版の原稿の作成、編集、印刷及びデータの作成を行うこと。

## 6. 成果品

- (1) 計画書 200部 (A4版、カラー印刷、120頁程度)
- (2) 概要版 500部 (A4版、カラー印刷、10頁程度)
- (3) 基礎調査報告書 10部
- (4) 上記(1)～(3)の電子データ一式 (作成した関連資料、議事録等を含む)

## 7. 個人情報の取扱い、守秘義務等

- (1) 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、このことは本業務委託終了後も同様とし、従事要員についても遵守させること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令及び本市の条例や規則等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本市から提供された個人情報を持ち運ぶ際は、鍵付きの鞆等に入れ、施錠したうえで持ち運ぶなど最善の対策を施すこと。また、保管する際は、鍵付きの書庫等で施錠保管すること。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た情報の取扱いについて、本市による監査、検査に応じ、協力しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務履行において発生した重大な情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産の侵害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、本市がその事実を公表することを承諾しなければならない。

## 8. その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、その他の計画との整合性及び協議会等との意向に十分留意すること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために、市担当者と適宜打合せを行い協議すること。また担当者から要請がある場合は進捗状況等の報告を速やかに行うこと。
- (3) 本業務には業務遂行に必要な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 成果品の内容は、イラスト等を含めて全て宜野湾市が著作権を有する。
- (5) 成果物に受託者の錯誤等による重大な契約不適合箇所があったときは、本業務終了後であっても本市の指示に基づき速やかに訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と別途協議を行い決定するものとする。